令和３年９月６日

保護者 様

知多市教育委員会
教育長　永　井　清　司
知多市立中部中学校
校　長　横　井　　学

校内で新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応について（お知らせ）

平素から本市・本校の教育活動にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

現在、県内の新型コロナウイルス感染者は連日 1,000 人を越えており、大変厳しい状況が続いております。学校におきましては、今後も校内での感染予防対策を徹底し、できる限り教育活動を継続してまいりますので、何卒よろしくお願いします。

さて、令和３年８月２７日付けで文部科学省より、臨時休業に関する新たな基準が示されましたのでお知らせします。今後、学校は、関係保健所及び知多市教育委員会と連携し、下記の基準に基づいて臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、学校全体の臨時休業）を実施することもあります。

なお、下記の基準を満たさないなど、校内で陽性者が判明しても臨時休業は実施しない場合もあることを、ご承知おきください。

また、濃厚接触者を特定したり、臨時休業の要否に係る判断の参考とするため、陽性が判明した児童生徒に対して聞き取りを行ったりすることを、保健所に代わって学校が直接行う場合がありますので、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

不明な点等は、各学校の教頭までお問い合わせください。

記

臨時休業の判断基準

【一部臨時休業（学級閉鎖）】（土日祝を含めた５～７日程度を目安）
○ 以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。
① 感染者が複数判明した場合（感染経路が明らかに学校と関係のない家庭内感染などであり、発症日（無症状なら検体採取日）から２日間さかのぼっても登校等していない感染者については除く）
② 感染者が１名、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
③ 感染者が１名、その感染者と「濃厚な接触をした可能性のある者」（いわゆる「濃厚接触者」）が複数いる場合
④ その他、設置者で必要と判断した場合
（※ただし、学校に２週間以上来ていない者の発症は除く。）

【一部臨時休業（学年閉鎖）】
○ 複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合

【学校全体の臨時休業】
○ 複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合

担当　教頭　後藤　浩子
電話　（０５６２）５５－３９００